

○東温市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(平成 17 年 9 月 28 日告示第 67 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日告示第 38-2 号 平成 20 年 4 月 1 日告示第 44 号
平成 21 年 12 月 7 日告示第 103 号 平成 23 年 6 月 10 日告示第 94 号
平成 24 年 8 月 24 日告示第 106 号 平成 27 年 3 月 27 日告示第 44 号
平成 27 年 12 月 22 日告示第 168 号

東温市社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免取扱要綱(平成 16 年東温市告示第 45 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、本市における要介護被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 41 条第 1 項に規定する要介護認定を受けた被保険者をいう。)及び居宅要支援被保険者(法第 53 条第 1 項に規定する要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むものをいう。以下これらを「要介護等被保険者」という。)のうち低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者についてその利用者負担を軽減する社会福祉法人等に対し助成措置を講じることにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等)

第 2 条 利用者負担を軽減しようとする社会福祉法人等は、東温市に対して利用者負担軽減申出書を提出するものとする。

(軽減の対象となる費用)

第 3 条 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

2 特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担額を含めて軽減を行うものとする。

(軽減の対象者)

第4条 軽減の対象者は、市民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項に規定する市民税世帯非課税者の認定は、被保険者が属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の次条の規定により利用者負担の減免の申請を行った日(以下「申請日」という。)の属する年度(その属する月が4月から6月の場合は前年度)における課税状況により行うものとする。

3 旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減の申請)

第5条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号)に収入状況が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、要介護等被保険者に介護保険サービスを提供している社会福祉法人を経由して行うものとする。

(軽減の適用の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(確認証の交付等)

第 7 条 市長は、前条の規定により軽減の適用を決定した要介護等被保険者に対し、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第 3 号。以下「確認証」という。)を交付する。

2 確認証の有効期限は、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の翌年度の 6 月末日までとする。ただし、4 月から 6 月までに発行する場合は、当該年度の 6 月末日までとする。

(軽減の程度)

第 8 条 軽減の程度は、利用者負担額の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者は、利用者負担の全額とする。

2 前項の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
(社会福祉法人への助成措置)

第 9 条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき軽減前の利用者負担収入(減免対象の介護保険サービスに係るものに限る。)の 1 パーセント相当額を超えた部分について、その 2 分の 1 以下の範囲内において助成を行うものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減した社会福祉法人等については、その軽減した総額のうち、当該施設の本来受領すべき利用者負担収入の 10 パーセント相当額を超えた部分について、その全額の助成を行うものとする。

(他の軽減措置との適用関係)

第 10 条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。そ

の際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

3 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2 平成 17 年度税制改正により利用者負担額が 1 段階上昇する者については、平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日の間に限り、本事業に基づく軽減の対象とすることとし、第 4 条中「食費及び居住費に係る利用者負担額」とあるのは「食費及び居住費に係る利用者負担額(当該額が補足的給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第 5 条第 1 項中「市民税世帯非課税」とあるのは「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 154 号)附則第 8 条第 3 項に規定する特定被保険者(同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。)」と、第 5 条第 1 項第 1 号中「150 万円」とあるのは「190 万

円」と、第9条第1項中「4分の1」とあるのは「8分の1」と、「2分の1」とあるのは「8分の1」と読み替えることとする。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)

- 3 平成21年4月の介護報酬改定に伴い、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第9条中「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは、「53パーセント」と読み替えることとする。

附 則(平成18年4月1日告示第38-2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第44号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月7日告示第103号)

この告示は、平成21年12月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月10日告示第94号)

この告示は、平成23年6月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年8月24日告示第106号)

この告示は、平成24年8月24日から施行し、改正後の東温市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月27日告示第44号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日告示第168号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

[別紙参照]